



新型コロナウイルス感染症対応特別貸付

募集期間

2020年3月17日から2020年10月1日まで

目的

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響を受けている区内の中小企業者の皆さまにご利用いただける新たな融資制度を設けます。

支援内容

貸付内容

- 1 貸付限度額
1,000万円（運転資金）
- 2 貸付期間
7年（84か月）（注釈）据置期間12か月を含む
- 3 利率
年2.0%（利用者負担 0.2%、区負担 1.8%）
- 4 信用保証料
全額を区が補助します

必要書類

つぎの書類等に加え、前記「ご利用いただける方」の資格要件9を満たすことが確認できる帳簿・試算表・法人事業概況届・税理士がその職責において作成した資料等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

[個人事業者]

直近の確定申告書（税務署または青色申告会の受付印のあるもの、電子申告の場合はメール詳細の添付のあるもの）および決算書類一式

- 住民税（および軽自動車税）の領収書・納税証明書等
- 印鑑（実印または認印）スタンプ印は不可
- 住民票（発行から3か月以内のもの）
- 有効な許認可証・開設届等（飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ）

[法人]

直近の確定申告書（税務署または青色申告会の受付印のあるもの、電子申告の場合はメール詳細の添付のあるもの）および決算書類一式

- 法人住民税の領収書・納税証明書等
- 法人の代表者印（実印）
- 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
- 有効な許認可証・開設届等（飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ）

対象者の詳細

つぎの1から9の資格要件を満たす事業者が対象となります。

1. 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること。
2. 法人については登記上の本店所在地が、個人事業者については住所または主たる事業所の所在地が1年以上前から練馬区内にあり、融資の対象となる事業を1年以上営んでいること。
3. 確定申告をしており、個人事業者についてはその事業収入が給与収入を超えていること。
4. 納期の到来した住民税（および軽自動車税）、法人住民税を完納していること。
5. 事業に必要な許認可（届出・登録・許可・認可・免許）等を受けていること。
6. 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者でないこと。
7. 融資を受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。
8. 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。
9. 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上額または利益率（売上総利益率または営業利益率）が、前年同月と比較して減少していること。

対象地域



お問い合わせ

練馬区産業経済部 経済課 融資係

〒176-0001

練馬区練馬1丁目17番1号 Coconeri 4階

電話：03-5984-2673（直通）

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会

担当：橋本

住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金